

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年11月17日鏡石町農業委員会第28回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和7年 11月10日 (月)
- 2 会 期 令和7年 11月17日 (月) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和7年 11月17日 (月) 午後1時26分
閉 会 令和7年 11月17日 (月) 午後2時 4分
- 4 会 議 場 所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招 集 委 員
農業委員
1番 大塚 光法 君 2番 根本 竜太郎 君
3番 鵜 沼 雅子 君 4番 藤 島 真理子 君
5番 白 澤 正 君 6番 稲 田 貴夫 君
7番 面 川 祐吉 君 8番 円 谷 一 男 君
9番 菊 地 榮助 君
農地利用最適化推進委員
1番 吉 田 功一 君 3番 遠 藤 昭 栄 君
8番 込 山 信 雄 君
- 6 出 席 委 員
農業委員
1番 大塚 光法 君 2番 根本 竜太郎 君
3番 鵜 沼 雅子 君 4番 藤 島 真理子 君
5番 白 澤 正 君 6番 稲 田 貴夫 君
7番 面 川 祐吉 君 8番 円 谷 一 男 君
9番 菊 地 榮助 君
農地利用最適化推進委員
1番 吉 田 功一 君 3番 遠 藤 昭 栄 君
8番 込 山 信 雄 君
- 7 欠 席 委 員
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐藤 喜伸 会計年度任用職員 稲田 あずさ

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 2 6 分

事務局 定刻より若干早いのですが、ただいまから第 28 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。最近インフルエンザなどが流行っているという事で学校も、学級閉鎖になっている所もあるようです。

この前はマイコスマイの収穫を皆さんにご協力いただきまして、無事終了いたしました。その後、ハウスで乾燥させて、するすまで終わっております。細かくは局長の方から最後に説明があると思いますが、我々のマイコスマイの出来は、はっきり言って良くなかったかなと思われま

す。今年 1 年で終わることなく来年も継続してやっていければなと考えておりますので皆さんのご協力をお願いいたします。

本日は議案が 2 件、報告 1 件となっております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長をお願いいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、皆無です。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。
「8 番 円谷 一男 委員」「1 番 大塚 光法 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

案件は2件になります。

番号1 城ノ内地区において畑1筆となっております。申請事由についてはそれぞれ規模拡大、規模縮小の理由で所有権移転をしております。

番号2 高久田地区において畑2筆です。

こちらは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請と、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてという事でこれから説明する5条の内容にも含まれておりますが、譲渡人から譲受人へ一体的に農地を売買するものでございます。売買する土地の中に畑、及び宅地としての転用案件が含まれているものでございます。

理由といたしましては、阿武隈川上流遊水地事業により住居移転することとなったため、移転先に土地を購入するものでございます。

詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。

以上で説明を終了します。

議長

議案第1号について、説明が終わりました。

ここで地元委員により意見を求めます。

1番 吉田推進委員

吉田
推進委員

議案第1号 番号1について現地確認は、11月10日(月)わたしのほか、菊地会長、事務局2名の4名で実施しました。

現地では、事務局より譲渡人の農地処分の方針により、譲受人が農地を買い入れる内容であることを確認し、所有権移転に間違いがないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続いて、8番 込山推進委員

込山
推進委員

議案第1号 番号2についての現地確認は、11月10日(月)私のほか、白澤委員、事務局2名の4名で実施しました。

現地では申請人の代理人の行政書士2名と面会し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長
議長

挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議 長

次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、をご説明いたします。

案件は3件になります。

番号1 高久田地区において畑1筆。所有権移転で、申請事由は宅地になります。農地区分は第3種農地で、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となります。詳細については先程申し上げた通り、阿武隈川上流遊水地事業により住居移転する事となったため譲渡人の土地を、譲受人が購入いたしまして宅地として利用するものです。

番号2 諏訪町地区において、畑2筆、田1筆の合計3筆です。

権利の種類は使用貸借権です。申請事由は駐車場通路となっています。

こちら平成4年に譲受人の工場を建設しておりましたが、その際に工場敷地は農地転用をしておりましたが、その周辺の駐車場として利用していた土地が農地転用していなかったという事で、追認で農地法第5条の許可申請を求めるものでございます。

農地区分は第2種農地、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となります。

番号3 東町地区において、田1筆の所有権移転でございます。申請事由は住宅です。農地区分は第1種農地、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となります。

詳細な地番、位置図、意見書については記載のとおりでございます。

以上で説明を終了します。

議 長

暫時、休議します。

(休議 13:54)

(開議 13:56)

議 長

休議前に引き続き、会議を開きます。

議案第2号について、説明が終わりました。

ここで地元委員より意見を求めます。

8番 込山推進委員

込 山
推 進 員

議案第2号 番号1についての現地確認は、11月10日(月)私のほか、事務局2名の4名で実施しました。

現地では申請人の代理人の行政書士2名と面会し、国土交通省による阿武隈川遊水地群工事により、住宅地の移転が必要となった事による農地転用であり、住宅敷地として利用することを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長
根 本
委 員

続いて、2番 根本委員

現地調査の結果をご報告させていただきます。

議案第2号 番号2についての現地確認は11月10日(月)私のほか、事務局2名の3名で実施しました。
現地では代理人の司法書士事務所、宅地建物取引士と面会し、許可申請前に駐車場に転用したための顛末案件である説明を受けました。
当該農地については、工場敷地については平成4年度に農地法第5条の申請をしておりますが、駐車場敷地については登記地目が農地であり、農地転用申請の有無について確認できなかったため、今回農地転用の申請をするものです。
なお、現地はとなりに工場があり周囲を道路等に囲まれており、周囲の営農に影響はないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
遠藤
推進委員

続いて、3番遠藤推進委員

議案第2号 番号3についての現地確認は、11月10日(月)私のほか、面川委員、事務局2名の4名で実施しました。
現地では代理人 土地家屋調査士と面会し、国土交通省による阿武隈川遊水地群工事により、住宅地の移転が必要となったことによる農地転用であり、住宅敷地として利用することを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
議長

それでは質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

暫時、休議します。
(休議 13:59)
(開議 14:01)
休議前に引き続き、会議を開きます。

議長
議長

他に意見のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長
議長

挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当と決定しました。

事務局

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長

ご説明いたします。
報告する案件は1件でございます。
番号1 東町地区において田の1筆。権利の種類は所有権移転で、目的は宅地となっております。
詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。

議 長

報告第1号について説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定しました。

議 長

その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第28回定例総会を閉会といたします。
閉会 午後 2 時 4 分

この会議録は、農業委員会事務局 会計任用職員 稲田 あずさ が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 8 番 印

署名委員 1 番 印